

2025年度公益財団法人堀川隆文育英会 奨学生募集要項

1. 概要・条件

- (1) 公益財団法人堀川隆文育英会（以下「当財団」という。）は、大学または大学院に学ぶ学生等の育英事業を行なうことにより、社会の発展に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給も可能とします。

2. ~~全体採用予定人数~~ 埼玉大学推薦予定者数

大学または大学院（修士課程・博士前期課程に限る）に在籍する学生合計 5 名

3. 奨学金の給付額、期間

	給付年額	期間
大学生	¥480,000	2025年4月1日より2026年3月31日1年間(¥40,000/月) 支給は年2回 6月(半)10月(半) ①6月(4~9月分)②10月(10~12月分)
大学院生 (修士課程・博士前期課程)	¥480,000	同 上

3.(2)給付期間

奨学生になってから在学する大学、大学院の正期最短修行年限の終期までとする。

4. 応募資格（次の各項の条件すべてを満たす必要があります） 2025年4月時点で学部2～4年、大学院修士課程

- (1) 当財団が指定する大学または大学院に在籍する学生(~~2年次以上に在学している者~~)
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する大学または大学院の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 身体が健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者(世帯収入の合計¥800万円(年間)未満を一応の基準とする。
両親共働の場合はその合計。年金収入ある場合はそれを含める。)
- (6) 申請時(4月1日現在)22才以下の者(大学院生は除く)

5. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書（別記様式第1号） HP掲載のデータを使用する場合は、片面印刷してください。
- ② 小作文 ※800字から1,000文字程度。テーマは「将来の夢」とする。
- ③ 貴大学からの推薦状 (~~1年生は除く~~) 指導教員等に記載を依頼すること

④ 成績証明書

⑤ 世帯年収を証明する書類（源泉徴収票など）又は確定申告書の写し

⑥ その他必要な書類（写真 縦4 cm×横3 cm）

願書、推薦書は奨学支援担当の窓口でも配付しています。（数に限りがあります）

(2) 提出期限 2025年5月1日（木） 埼玉大学 学生支援課奨学支援担当窓口へ提出

~~2025年5月10日までに在学する大学または大学院にご提出願います。~~

(3) 書類提出先・問合せ先

~~公益財団法人堀川隆文育英会事務局（担当 堀川）~~

~~埼玉県草加市住吉1丁目13番10号~~

~~メールアドレス takabumi.horikawa@horikawasangyo.co.jp~~

質問がある場合は奨学支援係に問い合わせてください。

* 当財団への書類の提出は、在学する大学または大学院の推薦する者に限り、大学または大学院を通じて行なうものとし、学生本人からの直接の問い合わせ・応募は受け付けておりません。

~~* 提出期限2025年5月20日(当財団に必着)~~

6. 選考

(1) 書類選考及び面接により、総合的に勘案し決定します。

(2) 奨学生の合否通知は、5月末日までに大学または大学院を通じて本人に通知します。

(3) 面接：申請書類到着後、日程打合せの上5月中旬以降未迄に実施致します。

7. 奨学生の義務

(1) 奨学生は、毎年度終了後1ヶ月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書を代表理事に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。

(2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。

(3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。

(4) 成績不良、素行不良等、当財団奨学金給付規程に定める場合には、翌月以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8. その他

(1) 奨学生に決定した方に対しては、4月分から奨学金の給付を行います。なお6月に6ヶ月分（4月～9月分）10月に6ヶ月分（10月～3月分）を在学大学を通じて奨学金の給付を行います。

(2) 奨学金は2回に分けて1回目4月～9月分、2回目10月～3月分として支払い致します。

(3) 応募書類は返却しません。

(4) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに従います。

(5) 奨学金は、大学指定銀行の大学口座に振込みます。

9. 個人情報に関する取り組み

- (1) 提供された個人情報、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。
- (2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行ない、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問い合わせください。

公益財団法人堀川隆文育英会 事務局 (担当 堀川)

以上